

○ 八王子市消費生活センター運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、八王子市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）について八王子市消費生活条例に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（位置）

第2条 消費生活センターの位置は次のとおりとする。

八王子市東町5番6号 生涯学習センター地下1階

（開館時間）

第3条 消費生活センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時まで（消費生活相談にあっては、午前9時から午後4時30分まで）とする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

（休館日）

第4条 消費生活センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休館日に開館することができる。

- （1）日曜日
- （2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （3）年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）
- （4）その他市長が必要と認める日

（施設）

第5条 消費生活センターの施設は、次のとおりとする。

- （1）相談室及び事務室
- （2）資料展示啓発コーナー
- （3）グループ活動コーナー
- （4）会議室

（使用の制限）

第6条 消費生活センター長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用を許可しない。

- （1）消費者の健全な活動を阻害するおそれがあるとき。
- （2）営利を目的とするものであるとき。
- （3）管理上支障があるとき。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。